

日野市子どもの貧困対策庁内連絡会設置要領

平成28年6月1日制定

(目的)

第1条 日野市が子どもの貧困対策に関し、子どもの貧困対策に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定し、包括的な支援を実施するため、日野市子どもの貧困対策庁内連絡会（以下「庁内連絡会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内連絡会は、次に掲げる事項について協議及び検討するものとする。

- (1) 基本方針案の作成に関すること。
- (2) 庁内関係各課が情報や意識を共有し、密に連携をとり、それぞれが責任をもって子どもの貧困対策に取り組むためのネットワークの構築に関すること。
- (3) その他子どもの貧困対策に必要なこと。

(組織)

第3条 庁内連絡会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 庁内連絡会に座長を置く。

- 2 座長は、健康福祉部セーフティネットコールセンター長の職にある者をもって充てる。
- 3 座長は、庁内連絡会を代表し、会務を総理する。
- 4 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(庁内連絡会)

第6条 庁内連絡会は、座長が招集する。

- 2 座長は、庁内連絡会において会議の議長となる。
- 3 庁内連絡会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 庁内連絡会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 座長は、庁内連絡会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 庁内連絡会の庶務は、健康福祉部セーフティネットコールセンターにおいて処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、庁内連絡会の運営に関し必要な事項は、座長が庁内連絡会に諮って定める。

付 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和元年10月10日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

企画部 企画経営課長
企画部 平和と人権課長
市民部 納税課長
まちづくり部 都市計画課長
産業スポーツ部 産業振興課長
健康福祉部 生活福祉課長
健康福祉部 健康課長
健康福祉部 福祉政策課長
子ども部 子育て課長
子ども部 保育課長
子ども部 子ども家庭支援センター長
子ども部・教育部 発達・教育支援課長
教育部 庶務課長
教育部 統括指導主事
教育部 教育指導課長
教育部 学務課長
教育部 生涯学習課長
健康福祉部 セーフティネットコールセンター長